

西条市農業委員会 令和5年度 第1回総会 議事録

1. 日 時 令和5年4月6日(木) 午後1時58分から午後2時54分

2. 場 所 中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%
推進委員 出席者 29名 欠席者 1名 出席率 96.7%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番 高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○欠席者氏名

なし

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	21番	高橋 寿夫
	2番	一色 信之	12番	森田 忠成	22番	永井 和俊
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	23番	山内 信政
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰		
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正		

○欠席者氏名

26番 越智 勝邦

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
- 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第5号 農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び選考委員の指名について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋修平	西部分室長	戸田 徹
事務局次長	高橋徹也		
事務局主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局	定刻前ではありますが、(出席) 予定の委員さん皆さんがおそろいになりましたので、ただ今から、令和5年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	議事に入ります前に4月1日付けで農業委員会へ異動してまいりました職員の紹介をさせていただきます。人事異動に伴います事務局体制は、お手元に配布の資料のとおりです。今年度は1名の異動がございました。
	【職員紹介】
事務局	それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和5年度 第1回西条市農業委員会 総

会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。

徳増靖記委員、一色達夫委員の両委員にお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席届が推進委員の26番 越智勝邦委員から出ております。

ただいまの出席農業委員数は、全員出席の24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

1号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、賃借権の設定を受けようとする申請であります。

2号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、賃借権の移転を受けようとする申請であります。

3号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

4号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

5号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請であります。

6号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

7号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

8号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有者の移転を受けようとする申請であります。

9号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

10号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

11号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

12号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

13号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

14号及び15号は、〇〇の 〇〇 と〇〇の 〇〇 氏がお互いの農地を交換しようとする申請であります。

16号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請であります。

17号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

18号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上18件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

13号及び18号については新規就農者であり、面接を行っておりますので、地区委員及び事務局より報告をお願いします。

高橋忠親委員 今回の新規就農希望者につきまして、3月6日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、曾我委員及び私、高橋です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇 氏は2019年に東京から移住してきました。

〇〇の農地、789㎡を買い受け、就農しようとするものです。買い受けする農地は 〇〇 氏の妻の親戚が所有しております。

移住から今日まで農地所有者が親戚であるため、借りて家庭菜園をしておりました。現在、無農薬で約30種類の野菜を育てております。出荷予定はなく、自己消費及び子供たちへ送るそうです。今後、規模拡大する予定はないそうです。

その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇 氏の就農については農業経験が未熟なため、農業委員及び推進委員から指導を受けるとともに、農地は農地として管理するよう

確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

18号につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 今回の新規就農希望者につきまして、3月6日に農地取得する旨の相談がありました。〇〇の農地11筆、12,749㎡を取得予定でしたが、一人でするには面積が広く、地区委員と面接する前に一度聞き取り調査が必要であると判断しました。その際、会長に相談する機会があり、3月8日の議会前に庁舎内で聞き取り調査を実施しました。聞き取りを行ったのは、加藤会長、農業委員会事務局長及び事務局職員です。当案件の申請人は、〇〇の〇〇氏、〇歳であります。昨年、東京から移住してきました。

聞き取りの中で、対象地は耕作放棄地であったが、3筆は業者に依頼し解消しています。残りの8筆は耕作放棄地のままです。耕作放棄地のままでは所有権移転できませんので、まずは解消済の3筆、4,938㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作物は、ぶどうです。すでにぶどうの苗を40本準備しており、定植予定です。昨年移住してからぶどうの観光農園でアルバイト経験があります。また将来はぶどうの観光農園を予定しています。〇〇氏の就農については農業経験が未熟なため、今後は丹原町の農業法人の先輩方々より指導を仰ぐ予定です。また耕作放棄地の8筆については、まずは利用権設定を行い、徐々に解消していく予定です。その他、西条市での営農等について指導し聞き取りを終了しました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

なお聞き取り調査を実施した旨を、丹原町高松の山内信政委員に伝え、了解を得ていますので、地区委員との面接は実施しておりませんのでご了承ください。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告のありました新規就農の2件を合わせて18件ありますが、1号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

一色達夫委員 議長、1号の件について事務局に質問があるのですが、よろしいでしょうか。

議 長 はい。事務局かまいませんか。

一色達夫委員 2点質問があります。この3条申請というのが大体が所有権移転になっているんですけど、今回、賃借権設定ということであえて3条のうちの賃借権設定をしている理由についてお伺いしたいと思います。賃借権だけであつたらこの後出てくる利用集積の利用権設定でかまわないんじゃないかと思うんですけど、あえて3条の賃借権設定を行うことの理由が知りたいということです。それから、もう1点なんですが、貸出人の ○○ さんがこの農地を取得しているのが去年の10月の時点なんです、それが半年で今まで作っていた白木さんにまた賃借権設定で作ってもらうということに至った経緯がわかればお知らせいただければと思います。以上、2点よろしくをお願いします。

議 長 ただ今の質問に対し、事務局回答をお願いします。

事務局 回答いたします。

まず1点目ですけど、今回5年間の賃借権設定をしております。5年間の設定なんですけど、賃借権の場合は解約が出なければ永遠に続くわけなんです。利用権設定の場合は5年すると終わりになります。賃借権の場合は5年後も引き続き解約が出てこない以上は永遠に続くので、先ほど委員さんより2番目の質問にあつたように ○○ さんから10月の総会に出されてからあまりにも期間が短いので事務局の方で申請代理人の方に確認をしたところ、 ○○ さんからの回答が、思ったよりも買い過ぎて管理ができなくなったため、近くの ○○ さんをお願いしたいということでした。私も皆さんには3年間は耕作してくださいよというお願いはするんですけども、今回はそう言った理由（買い過ぎて管理ができなくなったため）で耕作放棄地になってもいけないので、（申請を）受理をさせていただきます。

一色達夫委員 加藤委員さん問題ないでしょうか。

加藤武司委員 見せてもらいましたが、よろしいかと思います

議 長 はい。それでは1号については地元委員さんも問題ないということにかまいませんか。

加藤武司委員	はい。
議 長	それでは2号から順次地元の委員さんのご意見をお願いしたらと思います。
地区委員	2号、3号 問題ありません。 4号 問題ありません。 5号、6号 問題ありません。 7号、8号 問題ありません。 9号、10号 問題ありません。 11号、12号 問題ありません。 13号 問題ありません。 14号、15号 問題ありません。 16号 問題ありません。 17号 問題ありません。 18号 問題ありません。
議 長	ありがとうございました。 地元の委員さんからはご意見、ご異議がないということですが、他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上18件を原案どおり許可することといたします。
	<u>農地法第5条関係</u>
議 長	続きまして農地法第5条関係、議案書は7ページになります。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。 まず、議案内容を事務局より説明いたします。
事務局	まず、お手元にお配りしております議案書9ページの差替え分をご覧ください。 8号の、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請及び9号の 〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸

露天資材置場に転用しようとする申請につきましては、西条市道路
占用許可申請の手続きに不備があり、農地転用許可基準を満たさな
くなったことから、許可申請の取下願があり、議案書から削除して
おります。

それでは、議案書8ページをお願いいたします。

1号は、飯岡〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権
移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

2号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所有
権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

3号は、〇〇の 〇〇株式会社が、〇〇の 〇〇氏から所有
権移転を受け、貸露天資材置場に転用しようとする申請ございま
す。

4号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転
を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

5号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から賃借
権設定を受け、店舗を建設しようとする申請でございます。

6号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権
設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の亡夫が、昭和50年頃に農地法の許可なく農業
用倉庫を建設しました。今回、自己住宅を建設するため調査したと
ころ、違反転用が発覚しました。譲渡人からは、「以後このような違
反行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出され
ております。

7号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権
設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が、申請地に20～30年前から簡易な物置を設
置していました。今回、自己住宅を建設するため調査したところ、
農地転用許可が必要であったことが発覚しました。譲渡人からは、
「今後はこのようなことの無きよう農地法の順守につき十分な注意
をいたします」との始末書が提出されております。

10号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借
権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

11号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移
転を受け、自己住宅及び倉庫を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の養母が昭和44年頃に農地法の許可なく建物を
建築しておりました。譲渡人からは、「今後は農地法を厳守します」
との始末書が提出されております。

12号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所
有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請ござい

ます。

13号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の父親が、昭和38年に農業用倉庫を建設した際に、農地である申請地部分に一部建設しておりました。今回、申請地を売却することとなり調査を行ったところ、違反転用であることが判明しました。

譲渡人からは、「次回からこのようなことのないように、充分調査等を行ってから慎重に行動します」との始末書が提出されております。

14号は、別紙として12ページから13ページに掲載しております。〇〇の 〇〇 株式会社、〇〇の 〇〇 氏外〇名から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

15号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

16号は、〇〇のNPO法人 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、介護施設を建設しようとする申請でございます。

17号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が、昭和61年に相続で取得し、令和3年に分筆し一部売却した際に、申請地との境界工事を行い、申請地側も造成を行ってまいりました。今回、申請地を売却するため調査したところ、現況農地でないことから違反転用であることが判明しました。

譲渡人からは、「次回からはこのようなことのないように、充分調査等を行ってから慎重に行動し二度とこのようなことのないようにいたします」との始末書が提出されております。

以上15件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、2件の取り下げ案件を除いて15件であります。1号から順次地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

地区委員 1号 問題ありません。

2号、3号 問題ありません。

4号 問題ありません。

徳増靖記委員 5号なんです、問題ないと思われませんが、地元との協議がまだ

残っているようなのでそのことについてお聞きしたいのですが、地元の推進委員の加藤さんにご意見を伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

議 長 5号の関係で質問がありましたので、地元の加藤委員さん内容がわかればお願いします。

加藤武司委員 5号ですが、ここはご主人さんが亡くなってそれから誰も作る人がいないということで申請している土地なんですけれど、私も地元の一人として ○○ と協議をしているんですけど、この一帯は内水配管というんですかね、そんなんで貯留池を作ってもらいたいということ添えているんですけど、その他もあるんですけど、なかなかいい回答が出ないんですけども、それで4月11日に市と ○○ と地元とで協議することになっています。しかし、(地元) 農業委員の立場からすると許可してもらってもかまわないんですけども、苦渋の決断といいますか、そのあたりがなかなかできないです。11日に話をして結論がでるんじゃないかと思います。

議 長 この点ですが、地元としては、前を向いて進みそうな感覚ではあるんですか。会をしてみないとわからないようですか。

加藤武司委員 違う話で申し訳ないですが ○○ というのが3年ほど前にできました。その時の協議がわりあいスムーズにできまして、ポンプを据えてくれたり、安全面とかがいろいろしてくれましたけれど、今回の ○○ はスムーズにいかないところがありますので、11日(の協議)に期待しているわけです。

議 長 この件で事務局の判断としては。

事務局 申請書類上は特に不備もなく(関係書類も)揃っていますので、許可をしない理由が見当たらないということで、転用申請自体は進んでいく感じにはなっています。

議 長 どうもありがとうございます。
先ほど質問もありましたが、書類上不備がなければ我々も受けざるを得ないという立場でございますので、地元の意見が出ましたら今後どういった展開になるかはわかりませんが、農業委員会としては(書類に)不備がなければ受けざるを得ないということでご理解いただきたいと思います。来月に地元の意見を報告していただいき

	たいと思います。
加藤武司委員	わかりました。
議 長	次に6号からお願いいたします。
地区委員	6号 問題ありません。 7号 問題ありません。 10号、11号 問題ありません。 12号 問題ありません。 13号、14号問題ありません。 15号 問題ありません。 16号 問題ありません。 17号 問題ありません。
議 長	ありがとうございました。 地元の委員さんからは今指摘があった事項以外はすべて問題ないということですが、他に、ご意見、ご質問ございませんか。
曾我敏数委員	この件というわけではないのですが、後々問題が起きたときですね、太陽光がそうなんですが、転用して一定時間が経って来たら放棄地になって草が生えてきてどうにもならないので、会社に電話したら金のかかることはできないと、突っぱねられたらしいんですが。そんなことで許可しておいて問題が起こった場合はどこが（対応）してくれるんですか。
議 長	転用して太陽光をした場合は、基本的に環境（部局）だと思うが、事務局の方で太陽光に関してわかっていることがあればお答えしてもらいたいんですが。市としては転用したものにクレーム等が来た場合には環境（部局）が対応しているんじゃないんですか。
事務局	野立ての太陽光については農地法の許可が出たあとなので、農地法の管轄外になりますので、環境（部局）が対応します。
曾我敏数委員	そしたら環境の方にいったらいいということ言えばいいんですか。我々のところにいったらこられた場合は。
議 長	転用された場合は我々では対応できないので環境の方にお問い合わせざるを得ない。

曾我敏数委員 環境の方に言えばいいんですね。

議 長 はい。
他にございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので、ただ今事務局から報告いただきました15件について原案どおり承認することとしてかまいませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上15件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定

議 長 次に、14ページ、議案第3号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 15ページをお願いいたします。
位置図と地番図は16ページから17ページとなります。
1号は、飯岡亀の甲地区を県営圃場整備の事業区域とするため、飯岡1110番外5筆の申請地を農用地区域に編入しようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。この件につきまして地元委員さんのご意見をいただきたいと思います。
よろしくをお願いいたします。

地区委員 1号 特に問題ありません。

議 長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、18ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 それでは20ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書21ページから56ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、187件、面積は、632,225.51㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、3件、面積は、15,159.80㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より報告がありました内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。
この件について、ご意見、ご異議等ございませんか。

徳増靖記委員 51ページの4001番、利用権の設定が西条市長になっているんですけど、事務局、これはどういうことか教えていただきたい。

議長 今の徳増委員の質問に対し、回答をお願いしたいんですが。

事務局 教育委員会が農地を借りて利用権設定をしているものです。

徳増靖記委員 丹原小学校かどこかですか。

事務局 どの小学校かわからないので来月の総会で報告させていただいてよろしいでしょうか。

徳増靖記委員 はい。

議長 校区については、来月に報告させていただければと思います。かまいませんか。

徳増靖記委員 はい。

議長 ありがとうございます。
他に、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び
選考委員の指名

議長 次に、追加資料を配布しております、議案第5号、農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び選考委員の指名について、を議題といたします。
議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 ご説明させていただきます。
まず、議案の説明の前に、今回の募集結果についてご説明させていただきます。

令和5年1月13日から2月9日までの約1か月間、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を行いました。結果につきましては、本日配布した資料のとおりとなっております。

まず、農業委員につきましては、定数24名に対し、推薦・応募者が24名で定数と同数でありました。したがって、この24名全員を農業委員候補者として選任し、6月議会への同意議案提出に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

一方、農地利用最適化推進委員につきましては、30名の定数に対し、推薦・応募者が31名となっております。定数をオーバーしたところは、網掛けでお示ししております。西条3という地区で神

戸、加茂、橘、禎瑞の地区になるんですけれども、こちらが定数4名に対し、応募及び推薦者が5名で定数に対し、1名オーバーしてございます。

従いまして、議案第5号でご審議賜りますが、農業委員会で選考委員会を設置し、候補者の評価を行い、選考を実施する必要が生じております。

それでは、議案第5号、農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び選考委員の指名についてご説明いたします。

まず、農業委員候補者の選考にあたっては、公平性、透明性を確保する観点から、規則で西条市農業委員候補者選考委員会に諮り、候補者の選考を行うこととしております。

一方、農地利用最適化推進委員候補者の選考を行うにあたっては、規程の中で「西条市農業委員候補者選考委員会に対し、推進委員候補者の選考について意見を求めることができる」こととしておりますが、推進委員は農業委員会が委嘱するものであることから、農業委員会内部で選考委員会を設置し、候補者の選考を行おうとするものであります。

参考資料として、委員候補者の評価基準をお示ししております。これは平成29年の現在の制度に変わった際に作成したものでございますが、候補者の評価は、提出された書類に基づき、客観的な評価を行うことを前提とし、評価は長所のみを評価する加点方式としております。これに基づき、選考委員会で協議の上、選考いただくこととしております。

については、農地利用最適化推進委員候補者の選考委員会の設置及び選考委員の指名についてお諮りするものでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして何かご意見等がございますか。

曾我敏数委員 私も今度替わるので言えないんですけど、「農業に関する見識」とか理由をいろいろ付けていると次にやってくれる人がいなくなりますよ。ある程度考えておかないと、ということをおきたい。

議長 この基準に関しては農業委員会法に記されており、どこで査定をするのかという中の一部でありまして、具体的な選考基準としてこういう例を定めておりますので、我々もこれをもって選考していくことにさせてもらっています。意見としてはそうかもしれませんが応募が（定数より）多くなった以上、人を査定するのに基準がない

と前に向いて進まないということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

他に、ただ今の事務局の説明に対し、ご意見等はございますか。

(意見なし)

議 長 それでは、まず、選考委員会の設置についてお諮りします。設置することよろしいでしょうか。

委員一同 賛成

議 長 ありがとうございます。
賛成ということでございますので、選考委員会を設置することに決定いたしたいと思います。

続きまして、選考委員の指名にお諮りしたいんですが、いかがいたしましょうか。

山田好一委員 会長一任でお願いいたします。

議 長 会長一任ということでございますが、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

議 長 ありがとうございます。
それでは、私を含め幹事9名を選考委員として指名をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 総会終了後、選考委員会を開催し、その結果につきましては、次期開催の総会にて報告をさせていただきたいと思いますので、ご了承よろしくお願いいたします。

ただ今の選考委員会の件については以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

議 長 ありがとうございます。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、報告承認案件について、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和5年2月16日から、令和5年3月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を64件、非農地通知6件、非農地証明1件、農地法第3条取消願1件、農地法施行規則第29条第1号届出1件、農地バンク農地登録1件、農地バンク利用登録1件を受理いたしております。

このほかに追加案件がございます。お手元にお配りしております農地法第5条の規定による許可申請の取下願をご覧ください。

1号は、〇〇の株式会社 〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請で、2号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸露天資材置場に転用しようとする申請でありまして、1号、2号ともに、先ほど議案第2号の冒頭でご説明しましたとおり、西条市道路占用許可申請の手続きに不備があり、農地転用許可基準を満たさなくなったことから、許可申請の取り下げを行ったものであります。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告があった案件について、委員の皆さんからご意見、ご異議等がございましたらお願いしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

委員一同 ありません。

議長 ありがとうございます。

異議なしということでございます。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了しましたので、これをもって総会を閉じたいと思います。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地利用最適化推進委員選考委員会の設置及び選考委員の指名について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年4月6日 午後2時54分